

「2017年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する回答

要求項目	回 答
<p>1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援</p>	<p>■ 経済部 雇用労政課（環境生活部、農政部、水産林務部）</p>
<p>(1) 北海道として、協同組合の社会的役割・価値を高めていくための施策をより積極的に進めるとともに、協同組合に対する支援を強化すること。また、協同組合の政策的位置を高めるよう国に対して積極的に働きかけること。</p> <p>(2) 北海道における協同組合の育成・発展に向け、研修会やフォーラムなどを開催する等啓発活動にとりくむこと。</p> <p>(3) 協同組合に係る統一的窓口を設置するとともに、協同組合の支援強化に関する連絡協議会等を開催すること。</p> <p>(4) 社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手として「協同労働組合」や社会的企業の果たす役割を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進すること。</p> <p>(5) 行政と非営利・協同組合との関係をコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、連帯経済を促進する主体として、目的や基準（公正労働基準）を明確にした対等なパートナーシップに基づく協働の関係を再編成すること。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進を図るため、指定管理者制度等の公共サービスを支える政策・制度を総合的に見直し、充実させること。</p>	<p>○協同組合は、一定の地域や関係業種における人と人とのつながりにより共に助け合い、共に知恵を出し合って運営することを本旨としており、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立されており、道では、各所管課が、設立認可や指導監督などを通じて個別に關係の協同組合等と関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>○また、「協同労働の協同組合」については、法的枠組みが整備されておらず、その内容が明らかになっていないため、国などの動向の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>

要求項目	回 答
<p>2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および今後の災害対策</p>	<p>■ 総合政策部地域政策課、総務部危機対策課、保健福祉部地域医療課、総務部学事課、教育庁学校教育局、環境生活部消費者安全課</p>
<p>(1) 東日本大震災から 5 年半が経過し、被災地から北海道内に避難している方々は長期にわたる避難生活を余儀なくされている。北海道として、現状の支援策をさらに継続・強化するとともに、以下の取り組みをすすめること。</p> <p>①本庁・各振興局の相談窓口対応にまらず、地域ごとに避難者の生活、住居、就労、医療、福祉等に関するきめ細やかな情報提供や総合的な相談体制の整備・拡充に努める。</p> <p>②避難者生活再建支援の全体像について進捗状況の確認を行い、遅滞が生じている場合は、克服をはかる方策を明示し必要な措置を講じる。</p>	<p>①</p> <p>○道においては、東日本大震災により道内に避難されている方々へのサポートとして、生活全般に係る各種相談にワンストップで対応できるよう、本庁及び各振興局に総合相談窓口を設置して個別相談にも対応するとともに、公営住宅の提供や道内での就労支援等にも取り組んできたところです。</p> <p>○また、避難生活に役立つ生活情報や移住、就職情報、心のケアなどの情報を盛り込んだ情報紙を隔月各避難世帯に郵送でお届けするほか、戸別訪問を実施し、それぞれの方に応じた必要な情報を直接お知らせしており、加えて、弁護士や社会福祉協議会など関係団体をお呼びし、住まいや生活設計等に関する情報を提供する相談会を実施し総合的な相談体制の強化に取り組んでおります。</p> <p>○併せて、道内の避難者受入れ市町村に対し、地域での相談に応じられるよう、避難元からの情報や、避難者支援に関する情報を提供しております。</p> <p>○道としては、今後とも、避難生活における不安の解消に努め、将来に向けて希望を持って生活をしていただけるよう、市町村と連携して、避難された方々の状況に応じたきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>②</p> <p>○避難されている方々の生活再建に向けては、被災県や被災市町村において、住宅再建のための支援金や補助金の支給のほか、相談や問い合わせに対応する窓口を設けるなどの支援を実施しているところです。</p> <p>また、住まいの確保については、被災三県において、災害公営住宅の整備を進めており、今年度末には、計画戸数の約 8 割が工事終了の見込みとなっております。</p> <p>○こうした支援には、被災自治体の懸命の取組みに加え、国の全面的な支援が欠かせないことから、道としても、北海道東北知事会などを通じて国へ強く要請してきたところです。</p> <p>○道としては、今般、道営住宅への無償供与を 1 年間延長するとともに、来年度の公募において、避難者向けの優先公募枠を設け、道内に避難されている方々へ道独自に住宅支援を実施することとしたほか、被災地の復興支援のため、平成 23 年度から毎年、被災県や被災市町村へ職員を派遣してきたところであり、被災地の一日も早い復興・再生のため、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。</p>

(2) 北海道としての日常的な災害対策は無論のこと、大規模災害時の被災者救援に関する備え（各種制度・暖房等の設備や燃料・物資・体制など）の拡充について、以下のとりくみをすすめること。

①「北海道」という地域・気候特性に耐えうる且つ、緊急時の物心両面に行き届く北海道としての具体的な被災者救援対策を講じるとともに、各市町村段階での「被災者救援対策」への指導や大規模災害発生の際にそれらの対策が機能するよう訓練や道民への周知を徹底する。

②北海道防災会議において修正

(2016年5月30日)された「北海道地域防災計画」に則って、道内市町村が各々の「防災・避難計画」の適確な修正を行なっているか否かについて調査を行い、その

③ 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化を徹底する。

① 市町村においては、災害時に備え、食料や飲料水をはじめ、毛布、燃料などを一定量備蓄しているほか、あらかじめ地元事業者と食料調達に関する協定を締結し、備蓄・調達体制の整備に努めているところです。

また、熊本地震やこの度の道内の大雨等災害により、改めて、発災直後の物資等の確保の重要性を認識したところであり、特に積雪寒冷という本道の特性を踏まえ、道では、こうした市町村の取り組みを支援するため、災害時における物資等の調達に関する協定を現在144の事業者と締結しており、市町村が自ら調達することが困難な場合であっても、適切な物資の確保が図られるよう体制を整えております。

このほか、道民の方々が災害時に適切な行動がとれるよう、テキストや映像、シミュレーションゲーム(DOはぐ)などの各種教材を作成するとともに、今年度より地域での防災教育を支援するため、防災教育のアドバイザーを紹介する制度を創設するなどして、防災教育の普及啓発に努めているところです。

② 市町村の地域防災計画は、市町村区域における防災活動を効果的かつ具体的に実施するため、国の防災基本計画に基づき、北海道地域防災計画と整合を図りつつ、それぞれの事情に応じ、作成されている。

作成(修正)された市町村の地域防災計画は、道に提出され、北海道防災会議において、北海道地域防災計画の基本方針に照らし確認を行った上で、その内容を公表しており、道では、市町村に対し、必要となる修正事項を示すとともに、研修会などを通じて所要の修正等を行うよう助言を行っているところです。

③ 自治体庁舎や公共施設については、国に対して、庁舎等の耐震化に活用できる緊急防災・減災事業債制度の恒久化や拡充等を要望するとともに、耐震化の取組が加速されるよう、市町村に対し各種制度の説明を行うなどの働きかけを行っているところです。

また、災害時の災害対応拠点となる医療施設等についても、補助制度などを活用して耐震化の促進を図っており、引き続き取り組みを進めてまいります。

④ 学校教育における防災教育の充実を図り、避難対策等を徹底する。

④
○道教委では、これまでも、災害時の適切な行動について、わかり易く説明した啓発資料「学ん DE 防災」を児童生徒に配布するほか、教職員、PTA、行政関係者等を対象とした「学校安全教室」等において、防災の専門家による講義等を行うとともに、学校や教育委員会に、防災教育の優れた実践例等を掲載した「学校安全推進資料」等を配布し、校内研修等での活用を促すなどの取組を行ってきたところです。

また、全ての学校において、地震や津波など自然災害等の発生を想定した避難計画の策定及び避難訓練の実施などの防災対策に取り組んでいるところです。

○私立幼稚園、私立高等学校に対しても、道は、災害や防災教育の充実を図るため、管理運営対策費補助金の教育改革推進事業を活用し、防災避難訓練や避難経路マップの作成など、防災のための訓練や啓発事業に助成しており、防災教育の推進に努めているところであります。

○今後も、学校における防災教育の一層の充実や、児童生徒の安全が確保されるよう指導に努めてまいります。

⑤ 災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の発生防止を図るため、各市町村に対して予防のための啓発活動を徹底する。

(悪質商法について)

○自然災害に便乗した悪質商法は、過去の自然災害においても多数発生しており、また、災害発生地域だけが狙われるとは限らないことが消費生活相談の内容から明らかになっています。

○このため、道としては、国や(独)国民生活センターと連携しながら、自然災害に便乗した悪質商法による被害防止のための注意喚起情報の発信などを適切に実施するとともに、市町村に対して消費者行政メーリングリストにより消費者被害に関する情報提供を適時・適切に行うことなどを通じて、住民向けの啓発活動を行うよう働きかけてまいります。

要求項目	回 答
<p>3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化</p>	<p>■ 総務部学事課、教育庁高校教育課、教育庁学校教育局高校教育課・義務教育課、保健福祉部福祉援護課、総合政策部交通企画課、保健福祉部総務課、高齢者保険福祉課</p>
<p>(1) 教育・人材育成での機会均等を図るため、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善として、給付型奨学金の創設や第1種奨学金(無利子型)の拡大など、以下の奨学金制度の拡充・改善を国に対して要請するとともに、北海道独自の利子補給制度の創設等について検討を行うこと。</p> <p>① 国の給付型奨学金制度を創設(大学・専門学校等)・拡充(高校)する。</p> <p>② 貸与奨学金は全面的に無利子とするとともに延滞金は廃止する。廃止までの間の返済では、元本返済が後回しとなる現行の充当順位は「延滞金→利息→元本」から「元本→利息→延滞金」に変更する。また、2014年4月実施の延滞金賦課率5%を遡及適用する。</p> <p>③ 所得連動型返済制度を創設する。制度設計にあたっては、年収0円から返還を開始させることなく、少なくとも現在の返還期限猶予制度の基準である年収300万円(給与所得者)以下の者には返還を求めない閾値を設定することや、返済開始から一定期間経過した後は残額を免除するなど、利用者負担の少ない適切な制度とする。</p>	<p>○道・道教委では、国に対し、高校卒業後、大学等に進学した生徒に対する日本学生支援機構の奨学金について、貸付条件の緩和及び枠の拡充を図るなど、制度の充実が必要である旨の要望を行っているところであり、今後とも、大学等に進学した生徒が経済的な理由により修学が困難とならないよう、制度の充実について、国に対し要望してまいります。</p> <p>○道・道教委では、これまで、高校生等が経済的理由により修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充実に努めてきたところであり、一昨年度から、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を新たに創設し、昨年度に引き続き、今年度においても支給対象者枠を拡大したところです。</p> <p>○なお、国の平成29年度概算要求において、無利子奨学金の貸与人員の増員や、返済月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速、有利子奨学金の利子負担の軽減のための措置等、奨学金制度の改善が検討されていることから、国の動きを注視してまいりたいと考えております。</p> <p>○また、高校授業料免除の取扱いについては、今後とも経済・社会情勢の変化に適切に対処してまいります。</p>

④ 個人保証については廃止する。
また、機関保証を利用する場合の保証料を引き下げる。

⑤ 奨学金を借りる際の丁寧な制度説明、および返済が困難になった場合の相談方法等の周知について、学校現場の過大な負担を軽減し、日本学生支援機構の責任において行うとともに、相談に応じられる体制を構築する。

⑥ 高騰した高等教育の学費の引き下げや授業料減免の拡充など、家計や学生生活の負担を軽減するための政策を実行する。

⑦ 北海道及び各市町村が行っている「奨学金制度」の利用実態調査の実施と「給付型奨学金制度」の充実をはかるよう要望する。

⑧ 北海道の人口減少対策として、北海道内に就職をした奨学金返済者に対する利子補給制度創設を検討する。

(2) 北海道として「生活困窮者自立支援制度」の確実な実施等就労支援に向けた体制の強化をはかり、以下の対応をとること。

① 生活困窮者自立支援制度の施行を受けて

a) 就労支援を促進するため、支援員の確保や体制の強化をはかるとともに、福祉部局と雇用部局との連携や、就労の受け皿となる協同組合、NPO、企業への支援を進める。

○生活困窮者自立相談支援事業では就労支援員の配置が定められており、制度の実施主体である道及び各市では支援員の確保に努めているところです。

また、就労支援の実施にあたっては、企業等へ個別訪問し協力依頼を行うなど求人開拓を進めているところです。

○本制度の各事業は、対面での支援の必要性が高く、日常的に通いやすい又は訪問しやすい距離での事業実施が望ましい面があると考えておりますが、小規模市が多い地域では広域での実施も有効と考えられるため、各市の希望等があれば、広域実施について調整を行うなどの支援に努めたいと考えております。

○本制度では、経済的な理由に限定せず、生活困窮に係る相談を受けており、関係機関との連携による支援対象者の把握や訪問支援など、社会的に孤立しがちな生活困窮者へのアウトリーチの取組を進めているところです。

<p>b) 自治体の広域連携を促進し、任意事業の実施を高める。</p> <p>c) 支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応をはかる。</p> <p>d) 生活保護が必要な方は生活保護制度につなぐべきであり、福祉事務所においても相談者を遠ざける恣意的な運用とならないよう指導を徹底する。</p> <p>e) 貧困ビジネスの参入につながらないように、就労訓練事業の認定機関の体制・監督機能を強化するとともに、相談支援機関による定期的な訓練状況の確認を徹底する。</p> <p>f) 相談・就労支援に従事する人材の養成を計画的に進めるとともに、継続的な雇用と処遇の改善をはかる。</p> <p>g) 地方創生や雇用創出事業、地域包括ケア等とも連携し、地域づくりと一体的に進める。</p> <p>② 2017年度の予算編成にあたっては、生活保護費等の削減によることなく、生活困窮者自立支援制度が本来の趣旨にそって確実に発展できるだけの十分な予算を確保する。支援の効果については、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含めて支援の段階に応じて適切に評価するとともに、支援を行わず放置した場合の社会的コストについて考慮する。</p>	<p>○生活保護が必要と考えられる方は保護申請の窓口につなぐなど、生活保護制度との適正な連携に努めているところです。</p> <p>○認定就労訓練事業は、自立相談支援機関の関与の下に、個々の生活困窮者について就労内容等を記載したプログラムの策定等を行うこととされているため、この趣旨について、就労訓練事業者及び自立相談支援機関に周知し、適切な事業実施を図ります。</p> <p>また、認定就労訓練事業者が生活困窮者自立支援法の趣旨を十分踏まえて事業を行うよう、必要に応じて助言や指導に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>○支援員に対しては、国の養成研修のほか、道としても独自の研修を行い、人材養成に努めるとともに、事業の委託先の選定に当たっては、事業を適切に実施できる事業者を選定するよう努めているところです。</p> <p>○本制度では、地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者への支援や地域づくりに努めることとされており、地域包括ケアや地方創生に係る事業などとも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>○本事業を適正に執行することができるよう予算の確保に努めてまいりたいと考えております。また、自立支援の効果については、平成28年度から支援対象者の自立意欲や社会参加の状況など状態像の変化の観点等から把握する新たな評価指標を運用することとされたところです。</p>
---	---

(3) 人間としての尊厳が保障され、
利用しやすい生活保護制度への改
善を国に要請すること。

① 生活保護基準の引き下げは低所
得者に関わる多くの制度に影響を
及ぼし負のスパイラルや貧困の連
鎖を助長することが懸念されるた
め、基準引き下げを見直す。

a) 特に住宅扶助基準と冬季加算の
引き下げについては、生活の基盤
としての住環境の確保や命綱とし
ての機能を大きく低下させるもの
であり、撤回を求める。

b) 生活扶助基準の引き下げを見直
し、生存権を確保する観点から基
準のあり方をあらためて検討す
る。

c) 今後、生活保護基準のあり方の
検討にあたっては、専門家による
検証に加え、当事者が参加し意見
反映する仕組みをつくり、国民的
合意の形成に努める。

② 改正生活保護法の運用にあたっ
ては、生活保護の申請抑制や扶養
義務の強化を招くことがないよ
う、現場に徹底する。生活保護制
度を広く市民に知らせ、申請書や
パンフレットを福祉事務所や行政
の各相談窓口を設置するなど、誰
もが利用しやすい制度にする。

○生活保護基準については、生活保護法第8条に基づき、厚生労働省告示で示されており、平成27年度には、住宅扶助基準や冬季加算の改定が行われたところですが、道では、生活保護制度が健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして適切に機能することが必要であると考えており、これまでも制度の改善について国に要望してきたところです。

冬季加算などの生活保護基準については、今後とも消費動向を的確に捉えるとともに、積雪寒冷である本道の厳しい実態など、地域特性に即した適切な基準になるよう、引き続き、国に要望してまいります。

○生活保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと、制度の仕組みを充分説明することについて、「保護の実施要領」に明記されています。

○扶養につきましては、扶養義務者への通知や報告徴収が盛り込まれたところではありますが、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するものというこれまでの考え方をなんら変えるものではありません。また、扶養義務者への通知や報告徴収の対象となり得るのは、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと判断される場合に限定されています。

○また、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気事業者等との連絡・連携体制を構築しているところです。

○これらの趣旨については、各福祉事務所に指導しているところであり、引き続き、道が行う各種会議や生活保護法施行事務監査などを通じて周知徹底に努めてまいります。

③ 申請等に関する苦情や相談、不服申し立て（審査請求）を受付け、調査権と行政への勧告権を持つ「第三者機関」を設置する。

④ 生活保護制度は「最後の」セーフティネットであり、国の責任において確実な財源保障を行う。

このため、生活保護費の全額国庫負担も視野に見直しをはかるとともに、当面、生活保護申請が集中している自治体への財政負担を軽減する仕組みを検討する。

⑤ 新たな生活困窮者支援など業務拡大・高度化等を踏まえ、地方交付税の福祉事務所費の大幅な改善を図り、ケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高める。

○道は、従前から、各福祉事務所に対し、生活保護制度の適正な取り扱いについて、各種会議や生活保護法施行事務監査等を通じて、所要の助言指導を行ってきたところですが、「保護の実施要領」に「保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」と明記されていることを踏まえ、引き続き、周知徹底等に努めてまいります。

○福祉事務所が行った保護の決定（行政処分）に不服がある場合は、行政不服審査法及び生活保護法の規定により、知事に対して審査請求を行うこと、また、知事の裁決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができることとなっております。

○また、審査請求については、行政不服審査法が改正され、平成28年4月以降に提起される審査請求案件については、有識者から成る第三者機関への諮問手続が導入されており、第三者による牽制機能が構築されております。

○生活保護に係る財源は、現在、支給額の4分の3を国、4分の1を自治体が負担しており、また、自治体負担相当額については、ケースワーカーの人件費など福祉事務所の運営費とあわせ、地方交付税の基準財政需要額に算入されているところであります。

○道では、これまで、法定受託事務である生活保護事務については、国において必要な財政措置を講じるよう要望してきたところではありますが、自治体における財政負担が生じることのないよう、引き続き、国に対し要望してまいります。

○生活保護のケースワーカー数は、社会福祉法において、道が設置する福祉事務所にあつては被保護世帯数65につき1人、市が設置する福祉事務所にあつては被保護世帯数80につき1人を標準として定められているところであります。

○道では、今後とも生活保護世帯数の動向を踏まえながら、ケースワーカーの適正な配置に努めるとともに、各市福祉事務所に対し、道が行う生活保護法施行事務監査等を通じて、必要なケースワーカー数の確保など、生活保護実施体制の充実について指導するほか、必要な財政措置を講じるよう国に要望してまいります。

○また、これまで、道では、ケースワーカーや査察指導員など生活保護関係職員の資質向上を図るため、経験年数の少ないケースワーカーやケースワーカーを指導する立場である査察指導員を対象とした「全道福祉事務所生活保護現業員研修会」や「全道生活保護新任査察指導員研修会」、またブロック別に「生活保護関係研究協議会」を実施するほか、国の研修会への参加促進を図ってきたところであり、今後とも、こうした研修等の充実により、ケースワーカー等生活保護関係職員の資質向上に努めてまいります。

⑥ 北海道としては生活扶助基準に準拠する諸制度、準要保護者に対する就学援助制度における学用品等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免等の地方単独事業も含め、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう引き続きとりくむこと。また、関係市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。

(4) 北海道「勤労者福祉資金融資制度」の充実と利用拡大に向けて、以下の対応をはかること。

① 地方公共団体における非正規労働者を融資対象者とするとともに、「育児・介護休業者」の雇用形態による制限を廃止すること。

② 融資制度の利用拡大に向けて、周知活動の具体的なロードマップを作成すること。

(5) 「福祉灯油制度の充実にかかわる提言（2016年1月29日付で当協議会より北海道知事宛に提出）の趣旨に則り、以下の点について実現をはかるべく北海道としての対策を速やかに講じること。

① 「福祉灯油制度」を実施している自治体に対する支援を国に働きかけるとともに、交付金の支給と増額を要請する。

○就学援助制度の充実について、引き続き国に要望するとともに、市町村教育委員会に対し、就学援助の趣旨を踏まえた対応や、必要な予算の確保について、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

○道教委では、これまでも、高校生等が経済的理由により修学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充実に努めてきたところであり、一昨年度から、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を新たに創設し、昨年度に引き続き、今年度においても支給対象者を拡大したところです。

また、高校授業料免除の取扱いについては、今後とも経済・社会情勢の変化に適切に対処してまいります。

① 勤労者福祉資金は、中小企業の従業員や非正規労働者、季節労働者、事業主の都合により離職を余儀なくされた方々の医療費や教育費など、生活資金の融資を目的としております。道では、これまで融資限度額の引き上げや償還期間の延長のほか、（一財）北海道勤労者信用基金協会の協力を得て、保証料の免除や保証料率の低減など勤労者の負担の軽減を図ってきたところです。

今後とも、雇用実態や経済状況などの実態把握に努めるほか、資金需要についての情報をいただくなどして、制度内容について検討してまいります。

② 道では、融資制度を有効に活用していただくため、道や取扱金融機関による周知はもとより、商工団体や労働団体などを通して従業員や組合員の方々への周知に努めているところです。子育て中の方々を利用する地域の施設にもリーフレットを配置し、市中金利と比べ利率が低いことなどの必要な情報が、働く方々へ届くよう、きめ細やかな周知を進めております。

○道では、これまで、市町村が低所得の高齢者世帯などを対象に行う灯油を含めた燃料費など冬期間の経費への支援事業に対し、「地域づくり総合交付金」の活用により助成を行っているところであり、引き続き、福祉灯油を実施する市町村に対し、地域づくり総合交付金により支援してまいる考えです。

<p>② 「福祉灯油制度」未実施の道内自治体に対し、制度化の促進に向けたとりくみを行う。</p> <p>③ 昨年、当協議会が道内各自治体の協力を得て実施した『福祉灯油制度アンケート』の結果からは、原油価格の急落傾向により灯油価格が下がっているとはいえ、道内各自治体の支給金額が、一世帯当たり最低 3,000 円から最高 20,000 円超と大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして機能するように、あらためて実態調査を行って補助金の増額をはかる。</p>	<p>○また、一昨年 10 月には、国に対し、低所得者世帯の灯油購入費等への助成などを要望したところであり、今後も、灯油価格の動向などを踏まえ、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置について、必要に応じて、要望してまいります。</p> <p>○市町村における福祉灯油事業に係る実態調査については、先に調査を実施したところであり、<u>別紙</u>のとおり調査結果をとりまとめたところです。</p>
<p>(6) 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者など交通弱者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、北海道内の地域公共交通を充実させること。</p> <p>(7) 高齢低所得単身女性の問題に対する北海道としての体系的な施策を検討・実施すること。また、北海道と市町村がすすめている「認知症予防対策」の実態調査と認知症高齢者に起因する損害について、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を講じること。さらに、地域の高齢者が元気で自立した生活を送れるようにサポートする</p>	<p>○道では、平成 26 年 3 月に、道の交通政策の指針である「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」の改訂において、「人口減少や高齢化の進行に対応する地域交通の確保」を重点的に取り組む課題の一つとして位置付け、コミュニティバスやデマンドバスの導入など市町村における様々な取組を支援することとしたところであり、今後とも、ビジョンに基づき、まちづくりなど地域の実情に応じた地域交通の確保に向けた取組が道内各地域において促進されるよう努めて参る考えであります。</p> <p>○高齢低所得単身女性の問題に関し、道としては、国民が高齢期の生活を安心して暮らすことができるよう、国の責任において、持続可能な公的年金制度の確立に向けた適切な措置を講じることが重要と考えていることから、引き続き国の制度改正の状況について、注視してまいります。</p> <p>○認知症対策については、平成 30 年 4 月までに、全ての市町村で認知症の早期診断・早期対応を担う「認知症初期集中支援チーム」や医療機関や介護事業所間の連携や相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を設置することとされているところであり、道では全ての市町村での着実な実施に向けて、的確に実態を把握し、支援を行っております。</p>

「地域まるごと元気アッププログラム（略称：まる元）」が、道内においても一部自治体の協力を得ながら取り組まれており、当該地域における高齢者の健康維持やコミュニティの増進効果へも寄与していることから、道としてこの取り組みに対する姿勢を明確にし、各自治体に対する働きかけを積極的に行うよう要望する。

○また、認知症の方の徘徊などによる事故を防ぐためには、地域で見守る体制を構築することが重要であり、道では、認知症を理解し支援する住民等の「認知症サポーター」の養成や、搜索等を行う「SOSネットワーク」の整備促進に取り組んでいるところであります。

認知症高齢者に起因する賠償責任は、道としても重要な課題と考えており、平成28年7月に国に対し全国知事会として、法整備や公的救済システムを構築するよう緊急提言を行ったところであります。

○「地域まるごと元気アッププログラム」等の運動教室については、介護予防及び高齢者の社会参加を通じた地域づくりに効果的であると考えております。

このため、道では、住民自身が運営する運動のための通いの場の立ち上げなどへの支援に取り組んでいるところであり、今後も各地域で通いの場や参加者が継続的に拡大していくよう、引き続き市町村に対する支援に努めてまいります。

平成27年度 高齢者等を対象とした冬期間の増嵩経費への助成実施状況

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課

■ 調査対象

道内各市町村(指定都市及び中核市を除く。) 計 176市町村

■ 調査結果の概要(単位：市町村)

1. 事業実施の有無

有	無
97	79

2. 助成対象経費(*複数回答)

灯油	石炭	ガス	電気	暖房器具	冬物衣料等	その他(*)
97	61	61	65	24	24	39

* 「その他」の主な内容：薪等の燃料購入費

3. 助成方法(*複数回答)

灯油引換券	現金	商品券	現物
39	55	29	5

4. 助成額(*複数回答)

～10,000円	10,001～15,000円	15,000円～	その他
50	8	5	34

* 「その他」の主な内容：灯油50～400ℓ分

5. 道の「地域づくり総合交付金」活用の有無

有	無
69	28

要求項目	回 答
4. 消費者政策の充実・強化	■ 生活環境部消費者安全課
<p>(1) 消費者裁判手続特例法が成立し、消費者被害回復を可能とする制度が本年10月に施行される。これにより、過去に受けた損害を回復することができる特定適格消費者団体の認定申請ができることとなった。北海道においては、「消費者支援ネット北海道」が特定適格消費者団体の認定を目指しており、その役割が大いに期待されている。</p> <p>しかし、この特定適格消費者団体の認定申請には、適格消費者団体よりも厳格な条件が課される可能性があり、これまで以上に財政基盤の強化が必要となっている。</p> <p>そのため、消費者庁で消費者行政推進交付金の活用メニューのなかに、特定適格消費者団体の設立のための支援制度があり、地方公共団体がその交付金を活用して特定適格消費者団体設立に向けて支援することができるようになっていく。</p> <p>については、北海道における消費者被害防止の一層の促進のため、「認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」に対して、特定適格消費者団体設立のための支援を行うことを検討・実施すること。</p>	<p>○特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道の特定適格消費者団体の認定のための支援については、当該法人の意向を踏まえ、適切に連携しながら対応してまいります。</p>

<p>(2) 北海道として物価の動向を引き続き監視するとともに、電気料金・都市ガス料金の自由化により、すでに自由料金であるLPガス・灯油・ガソリン価格を含めて家庭用エネルギー料金がすべて自由化される状況を踏まえ、消費者の権利を確保するための新たな政策を検討すること。</p>	<p>○道では、道内各地の300名の消費生活モニターにより、石油製品をはじめ道民生活に関連が深い52品目の商品及び役務について、価格や需給状況を調査し、毎月公表をしており、今後とも引き続き当該商品等について、価格等の動向を調査・監視してまいります。</p> <p>○家庭用エネルギー料金は、道民生活への影響が大きいことから、道としては、今後の価格動向等の推移を見ながら、必要に応じて、庁内関係部が連携し、国や関係する事業者への要請を行うなど、今後とも適切に対応してまいります。</p>
<p>5. 中小企業勤労者の福祉格差の是正</p>	<p style="text-align: center;">■ 経済部 雇用労政課</p>
<p>(1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」補助金を増額すること。</p> <p>(2) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置・運営について、自立と再生をはかるために広域化を推進し、中退共・財形・福利共済・各種融資制度などに係わる諸団体等を柱として、サービスセンターを中心にワンストップで対応できるサービスの提供をめざすこと。 また、サービス提供が全道民に行渡るよう市町村における設置を推進すること。</p>	<p>○労働者の幅広い福祉の向上や、労使関係の安定促進等を図るため、労使団体が自主的に行う取組につきましても、今後とも各種の事業活動を支援してまいりたいと考えており、平成29年度予算要求に当たっても、事業費の確保に努めることとしています。</p> <p>○道では、勤労者の福利厚生の実現のためには、中小企業勤労者福祉サービスセンターや市町村勤労者共済会が担う役割が重要と考えており、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に参加するとともに、道の広報やホームページなどを通じ、活動の周知・啓発に努めています。</p> <p>○今後とも、労働者が安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携の上、周知・啓発などに努めてまいります。</p>

要求項目	回 答
<p>6. 安心・信頼できる社会保障の構築</p>	<p>■ 保健福祉部子ども子育て支援課・地域医療課、総合政策部市町村課</p>
<p>(1) 「北海道子どもの貧困対策推進計画（2015年12月策定）」に基づいて、具体的な施策の遂行にとりくむこと。とりわけ、経済的理由で十分な食事がとれない子どもを救う貧困対策や、孤食の解消の場として道内においても札幌を中心に「子ども食堂」がオープンしており、生活の基本となる「食」を通じて地域の子どもたちを見守るコミュニケーションの場としての役割も担っていることから、この取り組み趣旨を上記推進計画にある「子どもの生活支援（地域とのつながり支援）」に包含し、北海道として主体的な支援策を検討の上、具体化につなげること。また、児童虐待防止法の周知をはかるため、国民の通告義務（児童福祉法第25条）について、道民に対して啓発・広報の徹底をはかること。</p> <p>(2) 子育てや教育支援に関わって、以下のとおり待機児童ゼロの実現をめざす具体的な施策を国に提案するとともに、現状における北海道としての対応や今後の対策について明らかにすること。</p> <p>① 認可保育所・認定こども園の公定価格について、職員の人件費の算定は他職種との均衡と安定した人材の確保をはかるため、大幅に増額する。</p>	<p>○道では、子どもの貧困対策推進計画の策定に当たり、様々な課題を抱える子どもたちの実情などをお伺いしたところであり、当事者であった方々からは、当時は、周囲に信頼できる大人がいなかったこと、支援団体からは、経済的に厳しい状況にある家庭は地域で孤立しやすいことなどの実態を把握してまいりました。</p> <p>平成28年度からは、新たに、子どもたちの声を受けとめ、支援につなげることを目的に、市町村やNPO法人などの運営により、学生やボランティアにも協力をいただきながら、食事や学習、遊びなどを通じて、周囲とのつながりを深め、子どもが安心して過ごせる子どもの居場所づくりを推進しているところです。</p> <p>○道では、道民の皆様には児童虐待への理解や関心を深めていただけるよう、ポスターやリーフレットなどを活用した児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の周知や、各種講演会、街頭啓発等を通じた広報・啓発活動に取り組んでいるところです。</p> <p>児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成のみならず、生命の危険にもつながる重大な権利侵害であり、絶対にあってはならないものです。道民の皆様が、虐待を受けたと思われる子どもに気づいた時や、子育てに悩んだ時に、児童相談所をはじめとする相談窓口すぐに相談できるよう、今後とも、あらゆる機会を通じて、児童虐待の通報先や子育ての相談窓口の周知に努めてまいります。</p> <p>○道においては、昨年12～1月に実施した保育士実態調査の結果を踏まえ、国に対し、賃金水準の一層の改善を要望してきているところであり、今後も引き続き要望してまいる考えです。</p> <p>○職員配置に係る加算制度については、保育の質改善と保育士の処遇改善のため、最低基準を上回る保育士を配置した場合に加算することとしたものであり、全国一律の施設給付費として国の責任において実施する必要があるものとして、国に対し要望してきており、今後も引き続き要望してまいる考えです。</p>

- ② 公定価格における配置基準の改善加算を大幅に増額する。
- ③ 公立保育所の安定した経営のため、当該保育所にかかる地方交付税基準財政需要額を見直し、増額する。
- ④ 保育士不足を解消するためと称して、配置基準改悪や無資格者の登用など、安易な規制緩和を行わない。

(3) 現在、「北海道地域医療構想」の策定作業がすすめられているものと思われるが、以下の点を考慮のうえ、道が主体的な指導力と調整機能を発揮して新たな公立病院改革プランの作成を含む構想全体の策定にあたること。

- ① 医療圏域ごとの病院の役割を明確にし、過不足のない医療供給体制を構築する。
- ② 単に病床数の削減議論に終始するのではなく、特に公立病院の地域医療の中で果たす役割を明確にし、地域包括ケアシステムにおける病院の役割を踏まえた公立病院改革プランとする。

○地域のニーズに応じた保育の量や質を確保するため、公立保育所について、これまで以上に充実した十分な財政措置を行うよう、引き続き国に対し働きかけてまいります。

○国では、保育の担い手の裾野を広げ、保育士不足の解消を図るとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、保育所等の職員配置の特例を設けたところではありますが、道としては、保育の質を確保するため、子育て支援員研修等を修了することを要件とすることに加え、対象となる保育所等を待機児童及び潜在的待機児童が発生している市町村に限定するとともに、特例の期限について平成31年度を目途に、その後のあり方を検討することとしたところです。

保育士不足の解消にあたっては、国の予算の内容も勘案しながら潜在保育士の再就労支援の方策を検討するなど、保育の質の確保と保育士確保策の両面に配慮し取り組んでまいります。

○地域医療構想については、本年8月までに21の構想区域（医療圏域）における取りまとめが終了し、現在、北海道全体の構想策定に向けた作業を進めているところです。

○また、公立病院を設置する市町村は、「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえ、平成28年度中に「新公立病院改革プラン」を策定し、病院機能の見直しや病院事業経営の改革に取り組むこととされています。

○道としては、地域医療構想策定後、21の構想区域に設置した地域医療構想調整会議において、新公立病院改革プランの内容も踏まえつつ、将来的な医療機関の役割分担や連携体制、リハビリテーションや在宅医療の確保など、バランスの取れた医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

○新公立病院改革プランの策定は、平成27年度または平成28年度中に病院事業を設置する地方公共団体が策定することとなっているが、道としては、北海道地域医療構想を策定する保健福祉部と連携しながら、関係団体に対し、引き続き必要な助言を行ってまいります。

要求項目	回 答
7. 暮らしの安全・安心の確保	■ 経済部環境・エネルギー室、保健福祉部地域保健課
<p>(1) 道内でのLPガスの使用は62%の世帯に及んでおり、都市ガスが整備されていない過疎地や災害時においては、必要不可欠な家庭用エネルギーといえる。</p> <p>また、北海道から始まった消費者団体の調査や経産省LPガスWGの「報告書」のなかで、現状のLPガスの販売には、様々な矛盾点があることが指摘されているため、道として以下の点にかかる主体的な行動を要望する。</p> <p>① 道は、消費者の知る権利と選択の自由を保障する視点で、LPガス販売の実態調査を実施し、結果を公表すること。</p> <p>② 経産省LPガスガイドライン（「報告書」に基づき年内に発表予定）に基づき、LPガス販売の「透明化」実現に向けて、LPガス販売業者に対し以下の点にかかる指導・監督を実施すること。</p> <p>a) ホームページ等での価格と料金システムの公表</p> <p>b) 契約時及び料金改定時の料金体系と料金表の提示及びその根拠の説明の実施</p> <p>(2) 道は、平成19年に国が策定した「がん対策推進基本法」に基づき「北海道がん対策推進計画」を策定したが、道内における“がん検診”の受診率は全国平均より低く、</p>	<p>○国において策定し、今後、公表が予定されているガイドラインにつきましては、LPガス料金の透明化に資するものと考えており、道といたしましても、関係団体や所管する販売事業者に対して、各種講習会や立入検査などの機会を活用し周知に努めて参ります。</p> <p>○道ではこれまで、「北海道がん対策推進計画」に基づき、がんの予防や早期発見、医療提供体制の整備、患者支援など、様々な取組を行ってきており、このうち、がんの早期発見に有効であるがん検診の受診促進については、検診の実施主体である市町村や事業所に対し、がん検診と特定健診との同時実施や休日・早朝の実施など、受診者の利便性に配慮した検診体制について助言する</p>

さらにはがん死亡率も高い現状にあるため、今日までの取り組み状況やこれまでに実施した具体的な施策・対策等について明らかにすることを要望する。

また、現在、採血によるがん検査（AICS）が開発され、全国の医療機関でも採用されているが、このことに対する道としての見解と、今後この検査方法の推奨について検討する考えがあるかどうかについて伺いたい。

とともに、関係団体や企業、マスコミ等とも連携を図りながら、各種イベントの開催や広告媒体の活用による普及啓発をはじめ、「がん対策の推進に関する連携協定」を締結した企業が指名している「がん検診受診促進パートナー」との協力による受診勧奨などに取り組んできました。今後も、道民の皆様方ががん検診への理解がより一層図られるよう努めてまいります。

○また、1度の採血で血液中のアミノ酸濃度を測定し、複数のがんを同時に検査することができることとされている「アミノインデックス がんリスク スクリーニング」検査（AICS）は、がんであるリスクを評価する新しい検査として、道内でも実施する医療機関がありますが、国の「がん検診のあり方に関する検討会」で「有効性評価に基づく検診ガイドライン」の評価の対象となっていない検査であることから、道としては、今後の国の動きを注視してまいります。